

# 敦煌資料「仏説提謂五戒經并威儀卷下」について

土 橋 秀 高

1

国立北京図書館蔵の敦煌遺書で、劫余録の霜一五にある、「仏説提謂五戒經并威儀卷下」という写本は、首部の欠けた格調ある卷子本である。その題名は尾題によつてつけられる。三五七行という全巻の量から考えてみて、首部の欠落もさして多いものとはおもえない。そのうち二百行目までが五戒經で、二百一行目に「五戒威儀」という標目があり、次行から優婆塞の威儀がつづく。

この題目に似た仏典を現存本にもとめると、大正藏經卷二四の優婆塞五戒相經と優婆塞五戒威儀經とがある。五戒相經については、長井真琴氏が、五戒の説明文と五種の漢訳広律とを比較対照して、十誦律訳出後にそれを資料として作つたものと、考証されている。云わば五戒の毘尼毘婆沙とも名づくべきものであつて、いまの敦煌本の五戒經が五戒の福と犯戒の罪の五失をうたつて、庶民によびかける調子のものであるのと、両者にかなりのへだたりに感ずる。五戒威儀經の方

は、形のごとく五戒と威儀とを説くものであつて、いまよく似た内容をもつてゐる。大野法道氏は、不統一の雜集經であるという。雜集という点では、いまと同じ調子であるが、五戒威儀經は菩薩戒を内容とする。大野氏が菩薩優婆塞戒壇文の一部かあるいは全部であると見込まれるように、庶民を対象におく律典ではないので、いまとは格差がある。あえて類似点をもとめてみると、彼の經の後半に離欲優婆塞具行五戒と威儀とを説く部分がある。その五戒説は、遠離身四惡・口五惡・五邪命・嚴飾五事・放逸五事と、ほぼ五項目を五細目でまてゐる。しかし威儀に関しては、発心五願・受繩床四種・受錫杖・捉繩床四念・去塵二念・立住合掌三念・安祥坐六念・移時三念・趺坐四念と、仏行の中心的威儀をまてゐて、いまのそれよりは仏行の本格にせまつてゐる。この北京本の五戒説をみると、前のは殺・盜・姪・兩舌惡口妄言自貢高綺飲酒であるが、いまのは殺・盜・姪・殺・盜・姪・妄・

敦煌資料「仏説提謂五戒經并威儀卷下」について（土橋）

語・飲酒であつて、これは五戒威儀經のほうの口五惡の列記と同調であり、さらに沙弥十戒法并威儀・沙弥十戒儀則經・沙弥尼戒經にと一連するものである。また沙弥尼經については、酒の三十六失説についても関連がある。

五戒威儀の二百五十条は、大比丘三千威儀・沙弥十戒法并威儀・沙弥威儀・沙弥尼戒經・沙弥尼離戒文などの、威儀を説く律典にその背景をもつことは疑う余地のないところである。

疑經の提謂經については、古くから問題としてとりあげられたところである。さきごろ塚本善隆氏は、二十一の逸文を集録して、この古逸經がA.D.四六〇年頃曇靖によつて撰出された在家とくに庶民を対象とする仏典であることをあきらかにされた。また最近、牧田諦亮氏が、敦煌資料によつて本文を紹介し、その内容を詳細に論攻された。

提謂經は記録によると、一卷本と二巻本とがある。一卷本について僧祐録は

詳校群録、名數已定、並未見其本、今闕此經として四百六十部の經卷名を列記するなかの一つとしてあげている。他の記録はこれにない、貞元録は

失訳經群録之中、但題名目、久闕其本、無披詳、大小二乘、実難詮定、且粗分判、尚多參涉、幸諸明士、詳而正之

と爾後の究明に托している。二巻本について僧祐録には

宋孝武時、北国比丘曇靖撰

とあり、法經録はこれによりながら

与一卷者、邪正文乖

と云い、仁壽録・靜泰録もこれにない、内典録は

宋孝武世、元魏沙門積曇靖、於北台撰、見其文云、東方太山、漢言代岳、陰陽交代、故云代岳、於魏世出、只応言魏言、乃曰漢言、不辨時代一妄、太山即此方言、乃以代岳訳之、兩語相翻、不識梵魏二妄、其例甚多、不可具述、備在兩卷經文、旧録別載、有提謂經一卷、与諸經語同、但靖加足五方五行、用石糝金、疑成疑耳、今以一卷、成者為定

と、一卷本が諸經と文字があうこと、曇靖がそれに五方五行説などを加えて二巻本としたと判じている。

牧田氏の「疑經研究」には、敦煌資料の提謂經の章に、P.三三三二上卷（題号なし）とS.二〇五一の下卷（尾題に仏説提謂經卷下）と、北京本霜一五号の提謂五戒經并威儀卷下のうちの後半つまりP・S二本にない部分との、本文が紹介されている。北京本の五戒の部分にはS本の下巻の後半（牧田本二〇二頁上段第十六行二十一字目の「在山」より末尾まで）と全く合致するからである。

## 2

北京本の内容は、首欠であるが五戒についての序説めいた部分につづき、五戒の五福報と五惡の五罪報とが列挙される。後半の五戒威儀は、

(1)受五戒者の当行七事 (2)復有五事 (3)次行五事 (4)入寺十一事 (5)作礼十事 (6)齋日入衆二十二事 (7)坐七事 (8)布香十四事 (9)入講堂八事 (10)繞塔八事 (11)見仏像七事 (12)入沙門戸六事 (13)宿寺五事 (14)廁五事 (15)澡手五事 (16)浴室五事 (17)温室五事 (18)見沙弥五事 (19)寺中作飯七事 (20)侍沙門飯七事 (21)請沙門飯七事 (22)持澡瓶水五事 (23)持澡槃 (24)持毛巾五事 (25)掃地五事 (26)入市買物六事 (27)受請飯十二事 (28)耆老共食五事 (29)道路五事 (30)優婆夷家五事 (31)不入優婆塞家四事 (32)居家十六事 (33)臥六事 (34)優婆夷入寺十事

の三十四項目二百五十条をあげ、最後にこれを奉持するものは五福を得、不持者は五罪を受けるとして、総括的な五福五罪をあげている。

以上が北京本の全相であるが、尾題の名目にちなんで、問題になるところは、

1 P本は提謂経の上巻に擬せられる。これは、塚本氏が古逸文二十一をとりあげていられるところに照して、ましがいのないところである。

2 S本は尾題によるかぎり、提謂経の下巻である。果してP本とS本とが上下をなすものか、P本が擬題であるから、疑点なしとしないが、内容からみてましがいなかろう。

敦煌資料「仏説提謂五戒経并威儀卷下」について(土橋)

3 北京本は尾題に、提謂五戒経并威儀卷下とあるが、提謂経とどうかかわるか。またこの題目はどう理解すればよいか。

4 北京本の前半の五戒の部はS本の後半に符合する。

5 前項から云えば、どうして北京本の尾題が提謂経卷下并五戒威儀とつけられていないのか。

6 北京本の内容から云うなら、提謂経并五戒威儀、さらに適確に云えば、五戒并威儀とでもあるべきである。

という点である。本文をみると、S本に「長者提謂五百人等」とあるところを(牧田本二〇二頁上欄十八行目)北京本では「長者等五百人」となつていて(三行目)、提謂の名が出てない。

そのほかの六箇所(北京本四一・四二・四四・四五・六一・七七行目)にも出るが、両本とも「長者」となつていて「提謂」という固有名は出てこない。つまり、北京本は終始長者で通している。また、威儀の部で「賢者優婆塞」が二箇所(二〇二・三五一行目)に出る。五戒威儀のはじまりも、「賢者優婆塞、已受五戒」とあつて、前の五戒経をうけた形になつている。このように、長者から賢者優婆塞へとつながる北京本では、提謂に限定せず、在家者一般を対告衆とする形であつて、提謂のかけがらうい。

このような疑義をもちながら、僧祐録卷四<sup>10)</sup>をみると、

優婆塞五法経 一卷抄

賢者五福経 一卷

賢者五戒経 一卷抄

賢者威儀 一卷或云賢者威儀法

優婆塞五戒経 一卷

優婆塞威儀経 一卷

三帰五戒神王名 一卷

経藏

右八百四十六部、凡八百九十五卷、新集所得、今並有其本、悉在

経藏

というように経名が列示されている。僧祐が見たこれらの経は、いまは現存しないが、この優婆塞の五法・五戒・五福と、威儀という一連の経名、及び三帰五戒威神王名は、北京本に関連をもつものとみられる。すなわち、五法五戒五福ならびに五戒神の名目は、提謂五戒経に説かれるものにつながり、賢者威儀とか優婆塞威儀という経名は、後半部の五戒威儀にかかわる。また賢者優婆塞と対告衆をあげるところにも両者の関連性をみることができる。

さらに僧祐録卷四に、「条新撰目錄闕経、未見経文如左」として経名を列記するなかに、在家律儀経一卷、提謂経一卷の名がみえる。僧祐はさきの五法経などの七経を、訳者は不明であるが見ている。いまの二経は経名のみで現本をみていない。

このようにして、「提謂五戒経并威儀」という併合様式の写本の出拠を、僧祐録のこれらの記録にもとめることができる。

北京本の五戒の部分とS本（下巻）の後部とが符合すると、および北京本の尾題から考えて、

- 1 北京本前半とS本後半との符合する部分が、「提謂経 一卷」の内容でなかつたか。

- 2 尾題によるかぎり、二巻本提謂経とのかかわりを否定することもできない。

という二つの推論がうまれる。つまり、尾題によれば二巻本提謂経に親しいものを感じるが、内容をみれば一巻本提謂経に、そしてさらにうがつて云えば、提謂に限定せず賢者・優婆塞一般のためにまとめられた「五戒と威儀の庶民仏典」とみるほうが写本の原意に親しいようにおもう。

内容からみて、この北京本は二巻本とは隔差が感ぜられるので、次のような想定も出てくる。すなわち、一巻本をもたにして曇靖が二巻本を増広していった。そのなかにはかなり五常五方五行五臓など、中国独特の内容が混入してくる。そこで一巻本の精神にもどり、それに在家の威儀法を加えて、仏戒としての本格的な姿勢をとりもどそうとして出現したのが、この律典である。したがって尾題にかかわつて、この律典の性格付けに若干の問題が残るが、それにもかかわらず本文によるかぎり、前半は優婆塞五戒経の、そして後半は優

婆塞威儀法の、という二本の併写経であるとみる。

3

さて、以上のような古逸律典が中国戒律流伝の上においてもつ意味にふれてみたい。戒律の主流が僧伽の中格である出家戒にあることは自明のことである。その出家の周辺にある在家に自づとむけられる関心、そこから律典としてはまとめられていないが、經典の中に在家の倫理・心得としてのべられるものが、菩薩道の進展とともに菩薩戒として擡頭してくる。その菩薩戒も、次の段階になると、出家菩薩戒・在家菩薩戒と併立的に位置づけられる。すなわち、僧伽を背景とした比丘戒の延長としての瑜伽戒と、比丘僧伽と別に、倫理・心得という面に主点のおかれる梵網戒である。ところで、そのいずれも大乘仏教の戒律として格調高いものであるが、それ以外というよりそれ以下のところに在家・庶民の手とどく戒律が要求される。さきに紹介した、善信菩薩二十四戒経のごとき律典があらわれる。いま提謂に標榜される五戒経はやはり庶民の律典にほかならない。しかもこの二者には、別の色調がもられている。善信経は善生経・六方礼経の系列の在家律典と指摘したが、それに対してこの五戒経并威儀は、名の示すように提謂波利という、仏法最初の優婆塞に系を引く。善生に代表される善信二十四戒経と提謂に代表される優婆塞五戒威儀という二つの律典群の特色は、どこにあ

敦煌資料「仏説提謂五戒経并威儀卷下」について(土橋)

るだろうか。一口に云つて善信系が在家倫理を説くのに対して、提謂乃至五戒威儀系は僧伽における在家の威儀を規定する。強いて云えば、善信がさほど僧伽を意識せず、広く開かれた社会における仏教者の生活態度を訓戒するに對し、提謂系は僧伽を背景とし、比丘・沙弥の威儀をモデルとして、それにまがう在家信者の威儀作法を規制するといつたような、両者の特異点をみることができると、それと中国の五常・五方・五行なども、五戒に主点をおいて、それと中国の五常・五方・五行などまでに接触するものと、僧伽のワクにもとずき仏教徒としての姿勢を維持するものと、二つの傾向があることは、さきにふれた通りである。

- 1 根本仏典の研究 一六一頁
- 2 大乘戒経の研究 四一七頁
- 3 いずれも大正藏経卷二四所収
- 4 酒の三十五失は大論(大正二五・一五八中)天台菩薩戒疏(四〇・五七三上)に、三十六失は沙弥尼戒経(二四・九三七中)法蔵疏(四〇・六三六上)明曠疏(四〇・五八九上)義寂疏(四〇・六六六上)にある。列記は大論の三十五失と、この写本の三十六失のみ。
- 5 いずれも大正藏卷二四所収
- 6 東方学報(京都)一二・三(昭一六・一一)所収
- 7 疑経研究(昭五一・三刊)第四章
- 8 一卷本—僧祐録(大正五五・三四下)法経録(一一二中)仁寿録(一七六下)静泰録(二一四中)武周録(四四四上、四五四下)開元録(五三四中、六四七上)貞元録(八三二下、九八三上)二卷本—僧祐録(三九上)法経録(一一三八下)仁寿録(一七四四)静泰録(二一二中)内典録(二六八中、三三四中)武周録(四七三三)開元録(六七四上)貞元録(一〇一八下) 9 一本は「文」が「大」に 10 大正五五・二四中(一、三下) 11 大正五五・三二上 12 竜大・仏教文化研究所紀要二二(昭四八・六五)所収